

さて、続きまして、特別講演です。演題は「『住民の安全保障』を自ら担う、その希望について ~世界の中の自治体の新たな危機管理~」です。講師は株式会社独立総合研究所代表取締役青山繁晴様です。青山様は、早稲田大学政治経済学部卒業後、共同通信社で事件記者、経済記者、政治記者として勤め、平成8年12月にペルー事件に特派員として現地で取材活動を行いました。翌平成9年12月に依願退社し、三菱総合研究所へ入社、国家安全保障政策の立案などを担当。平成14年4月に株式会社独立総合研究所を設立しました。現在はテレビ番組でも活躍中です。

では皆さん、大きな拍手でお迎えください。青山繁晴様です。

特別講演

「『住民の安全保障』をみずから担う、その希望について ~世界のなかの自治体の新たな危機管理~」

株式会社独立総合研究所 代表取締役社長 青山繁晴

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました青山繁晴でございます。今日は、まず、この講演は、私の持ち時間はだいたい1時間で、普段の私の講演というのはだいたい3時間くらいやりますので、今日はだいが端折らなければいけないんですけども、実はこの後に経る時まで、休憩をはさみまずけれども、7時間にわたって皆さんとお付き合いしますので、この特別講演では、ある意味でのさわりの部分だけちょっとお話しさせていただいて、後のところはパネル

ディスカッション、それから夜の部で一般の方々とは膝を交えてディスカッションもしていますから、ぜひともできればそれも参加していただいて、私の皆さんにお伝えしたいことの全体をつかんでいただければと思います。

実は私は、こうやって真ん中から話るのが嫌いでして、なるべく皆さんの側に行ってお話したい。お話しするだけではなくて、皆さんと一緒に考えるというのを私の真情としておりますから、特に最前列の方は概ね犠牲になりますから、そのつもりでいただいて、しかもこの舞台は、袖に階段がないんですが、でもはっきり言うと飛び降りて後ろの方にもちょっと問いかけをいたしますので、そのつもりでお付き合いいただきたいと思います。

この講演の時間は1時間しかありませんけれども、1時間しかないからといって私がこの沖縄について、あるいは日本国について思っていることを端折るのではなくて、やっぱり僕の原点から、まずお話ししたいと思います。

実は、今日、沖縄の皆さんとお目にかかれることを心の底から嬉しく思っているんですけど、それは決して社交辞令ではなくて、僕はこれも真情として、お世辞その他は一切申しませんので。

実は私個人として、この沖縄に来るのは今回で多分ちょうど35回目くらいになるのではないかなと思うんです。一番最初は、今から22、23年前だと思うんですけども、もう少し前ですね、25年くらい前に、私はさっきご紹介いただいたとおり、元は共同通信の記者でした。共同通信という報道機

関に入社しまして、最初の夏休みにこの沖縄を選びまして、私の配偶者と二人で、この沖縄に社会人として初めての夏休みで来ましたら、個人タクシーの方をお願いして、沖縄の南部戦跡を回りたいということでお願いしたんです。

ちょうどその頃、今の僕くらいの年代だったと思うんですが、その運転手さんがひめゆりの塔とか摩文仁の丘、まだ今の碑がまだない頃ですけれども、平和の礎がまだない頃の摩文仁ですけれども、「そういう所だけじゃなくて、あなたが新人記者であるならばどうしても見てほしいところが1カ所ある」と申されまして、それは白梅の塔です。白梅の塔は今まで正直数えられないくらい行っているんですけれども、一度も人に会ったことがないんですね。

2週間前に、たまたま沖縄の社会大衆党の糸数慶子参院議員の先生とたまたま二人で行きましたけれども、糸数さんと社会大衆党と僕はたぶん考え方は違うと思いますけれども、それでも初めて他の人と肩を並べて行きましたが、実はそれまで一度もこの沖縄の地元の方も含めて、白梅の塔で人に会ったことがないんです。

この白梅の塔は、もちろん皆さんご存じのとおりですけれども、沖縄第二高等女学校の生徒たちが最後に自決した壕の横に建っている塔でありまして、ひめゆりの塔第一高等女学校と師範学校の女学生たちは、悲劇としては全く同じですけれども、ひめゆりの塔が2回も映画化されて、私の住んでいる東京の都民も含めて、十分に人に知られているのに対して、白梅の塔の女生徒の悲劇、あるいは被害というものは、

実はまだほとんど知られてないと思います。

その塔に行きましたときに、その運転手さんが、ちょっと考え込まれたようだったんですけれども、「やっぱりあなたはこれから新聞記者になる人だから、これだけは見せたい」と申されまして、塔の裏側に僕と二人で回って、当時はまだあの塔を作っている最中だった、その途上だったのではないかと思うんですけれども、塔の裏側に回って、運転手さんがこの塔の蓋を、小さなドアのようなものを開けますと、そこには真っ白い頭蓋骨や大腿骨や腕の骨がうずたかく詰まっていたんです。それがいきなりパッションナイトになってもダメなんですけれども、実はそれが僕と沖縄の出会いでして、なぜ十代の女生徒たちがこうやって塔の裏に骨として眠っているのかということ、大げさでなく、この20数年考えてまいりました。沖縄に来る度にお参りをし、自決の壕の下は本当に恐ろしい所で、余計な話をするようですけど、壕の底に降りることを、例えば雨の日には本当にためらうんです。ものすごい霊気で、一番最初に来たときに、配偶者が、観光客でしたから写真を撮りましたら、岩のあちこちに女学生の顔がはっきりとたくさん浮き出ていました。

実はあえて申しますけれども、先々週にやっぱりこの那覇でパネルディスカッションに出まして、ひょっとしたら来ていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、沖縄の青年会議所の会長さんと、それから今日、冒頭挨拶された牧野副知事と3人でパネルディスカッションをしたんです。こう

いう舞台があって、その舞台に袖があって、その柱のところに、さっき言いました僕の配偶者が座っていましたら、その柱の所にもんぺをはいて、白いブラウスを着た女学生と思われる人が出てきて、ちなみに僕の配偶者は理科系の博士なので、幽霊というのは一切信じないんですけども、じっと話を聞いている様子があったということです。

こんな話ばかりしていると時間がすぐ経っちゃうんですが、いったいなぜ沖縄の人々は、まさしく今日のテーマと関係ありませんけど、守られるはずの人が守られずに、アメリカ軍だけではなくて、どうして帝国陸軍と帝国海軍に殺されなければならなかったのか、今の自衛隊とどこが違うのかということも含めて、皆さんにその思いだけはどうしても伝えたいと思って参ったんです。

この話をしていると違う講演会になっちゃいますから、国民保護の話に入っていきたいと思うんですけども、皆さんのお手元にレジユメが回ってますよね。そのレジユメの表紙のところに、演題としまして、大変長い演題で申し訳なんですけど、そこにメインタイトルのところに「希望」という言葉を書きました。後で僕の立場を申しますけれども、一番皆さんにお伝えしたいのは、この国民保護法制というのは、実は私たち普通の市民、僕はあくまで純然たる一民間人ですから、普通の納税者、この国の主人公である主権者の希望につながるということ、皆さんに公平な立場からお伝えしたいんです。その下に書いている「世界の中の自治体の新たな危機管理」と書き

ましたのは、この沖縄県は日本国の一つの県であると同時に、実は世界は今やそれぞれの自治体が国際社会の動きに直接つながっている時代になってしまったと。例えばロンドンで起きたテロにしても、イギリスという国だけではなくて、ロンドンという一つの自治体がどうすべきかということが問われていて、その中に間違いもあったから、全く無実のブラジル生まれの青年を殺害するような事件が起きてしまった。そういう意味で、このサブタイトルは付けてあるんです。

今日は、さっき言いましたように、夜の9時までご一緒しますから、あえて私の立場というものを丁寧に申した方がいいと思うんですけども、このレジユメで言いますと、表紙の次のページに「はじめに」と書きまして、「原則について」と書きました。その最初のところに、これは長いですから、今はアンダーラインを引いてある所だけ見てほしいんですけど、まず、国内を語るときには、右でもなく左でもなく真っ直ぐ見る。真っ直ぐ見るだけではなくて、そこに書こうとしていることは、さっき言いましたように、私は純然たる一民間人です。こういう県と国が開くフォーラム、僕の前は総務省の幹部が来られた。なぜ私が一民間人としてここに居るのかということ、を少しお話したいんですけども、例えば、私は民間人でありますけれども、経済産業大臣のエネルギー安全保障について専門委員というのをしています。専門委員というのをしていますけれども、大臣から仕事を預かる人って、普通、諮問委員といいますよね。はっきり言うとサラリーをいただい

てらっしゃるわけです。しかしこの専門委員というのは、正直、僕1人なんですけれども、これはまず会議に出て、お役人の作ったペーパーに対して、あれこれ言うのが仕事じゃなく、実際にこの国をどう守るかという実務について係わる、それと同時に給与を返上しているんです。私の立場というのは、国に対しても言いたいことを、あるいは言うべきことを市民の立場から言うのが仕事でありますから、報酬は返上して、今日のこれから述べる講演の中でも国の間違っているところは間違っていると申しますし、県がやらなければいけない課題についてはやるべきだということを申します。

同時に、僕は、今日おいでいただいている方、いろんな世代の方がいらっしゃいますけれども、今、53歳なんですけれども、もう50代ですが、でも戦後の生まれです。ちょうど、例えば安倍晋三さんとか、それから民主党の岡田克也さんとか、それから中川経済大臣とか、だいたい同じ年代なんです。年代のことにあまりこだわらねないんですけれども、今この国をどうしようかと考えるときに、例えば、安倍さんが右で、そうじゃない岡田さんが左でという分け方をするんじゃないかと、それは政治家のやることですから、皆さんと同じ民間人としては、あるいは今日は自治体の方も多いと思いますけれども、公平な立場で住民の安全を守ろうとしている、そのためには今まで左、右といていたことをそろそろ止めて、例えば、私たちの安全の問題を真っ直ぐ真ん中から見たら、あくまで問題提起ですよ、それを皆さんに押しつけるわけではありませんけど、問題提起として

真ん中から見たらどう見えるかということ、皆さんと一緒に考えたいんです。

それからもう一つは、今日は時間がなくても中国の話だけは少しいたしたいんですね。中国の話をするときに、日本の視点では申しません。それをやるとお互いに子どものケンカになるだけです。この国際社会には、これまで人間がたくさんの戦争を経て、血を流して、ようやく作ってきた大人のルールがあって。《兼城》さん、その大人のルールって何ですか。

《兼城》： 協調ですか。

青山： いや、ルールそのもの。

《兼城》： 協調心だと思いますけれども。

協調心とお答えなつたんですけど、わかることはわかるんですけど、これは堅苦しい言葉でみんなが聞いたことのある言葉で「国際法」という言葉、見えますか、後ろの人。何となく見える。この国際法というのは堅苦しい言葉ですけども、本当はたくさんの戦争や悲劇を経て、ようやく作った国際社会のルールです。国際法、それに基づいて中国の話もいたします。そこを誤解のないように聞いていただきたい。

それから、そこにレジユメの3ページの真ん中のところに「双方向で行う」と書きましたが、これはさっき言いましたように、皆さんに問いかけをしながら話していきたいんですけれども、なぜそれをするかということですね。これで下に降ろさせていただいて、この国の主人公ってだれですか。

A：総理大臣です。

青山：何県から来られましたか。

A：沖縄県です。

別に台本でやったわけではないんですけども、僕の期待していた答えを言ってくれたんですね。これね、実はベテラン代議士の講演会で講演したときに、わりと最近に、その代議士本人いきなり聞きましたら、いきなり聞くと誰でも人間真っ白になるから、本音で思っていることが出るんですね。まさしく今おっしゃった答えと同じ「小泉さん」という答えが出たんです。

もう一つの答えは、全国市町村会という会で講演したときに、現職の市長さん2人から「天皇陛下」という答えが出たんです。未だに、この国の主人公は天皇陛下。僕はその気持ちは決してそれは右翼として言っているのではないと思います。気持ちはわからないわけではない。つまり、今お答えが出た「総理大臣」「小泉さん」も含めて、どんどん総理大臣は代わるけれども、偉い人はどんどん代わるけれども、天皇陛下だけずっと同じ位置にいらっしゃるから、天皇陛下が主人公じゃないかというのは僕はよくわかるんです。よくわかるんですが、でも、本当にこの国の主人公なのは、うるま市総務課長の安慶名さん。

安慶名：私です。

私という答えは、僕は一番好きな答えです。そのとおりですよ。私たち自身です。この国の主人公は私たち自身。ところが台本じゃなく、「総理」という答えが出たり、

あるいは現職の市長から「天皇陛下」という答えが出たりするように、どこの民主国家でも誰に聞いても必ず主人公は「俺だ」と言うのに、この国では違う名前が上がるのがあって、しかもそれが単に勉強不足とかいうのではなくて、今、「天皇陛下」という答えが出たり「総理」という答えが出たりするように、本当は裏付けがあって、そういう答えが出る。逆にいうと、この国では、沖縄だけではなくて、例えば東京都へ行っても、この国の主人公が僕ら自身だということが根付いてないところがある。そうしますと、そのままでこの国民保護法制もやられると、反対の方々がおっしゃっている国民総動員につながるという危険も、全くゼロとは言えないかもしれない。あくまで主人公は私たちであることをしっかりとこの際に確認した上で、自衛隊や警察や消防団とも新しく付き合い、自治体とも新しく付き合い合うという覚悟がないと、この国民保護法制は間違っただけに行きかねない僕は思っているわけです。

政府の説明と違うでしょうが、これは正直なところそう思っているはず。そのためには、たった今日一日のフォーラムで何かが変わるかどうかはわかりませんが、この国の主人公であるということを実感するためには、それは言い方を変えると、自分で考える姿勢を僕らが持つことです。自分で考える姿勢を持つこと。

皆さんにこうやってお聞きするのは、話を面白くするためではなくて、僕が一方的にあの高い所から「国民保護法制ってこんなですよ、立派ですよ、正しいですよ」と言って、はいさようならと東京に帰るの

では全く意味がないんです。そうじゃなくて、国民保護法制はこれから始まるんですから、県議会で条例が可決されても、その後議論はどんどんまだまだ私たち主権者はできるわけですから、自分の頭で考えていただくためにこうやって皆さんに問いかけをしたいと思っているわけです。たった1時間しかないのにそれをやるのかという人もいるでしょうが、それをやらないんだったら来た意味がないと僕は思っているわけです。

今の話の続きで一つ申しますと、この法律は「国民保護法制」という名前が付いています。「国民保護法」この名前を聞いて、アレッ？ ていう、よい意味では画期的で、違う意味では、ちょっと待ってくれということを、糸満の金城さん、「国民保護法」という名前を聞いてアレッ？ と思いませんか。

今日のフォーラムは「国民保護フォーラム」になっていて、国民保護法という名前は当たり前になっているでしょう。でもはっきり言って、これはおかしいんですよ。

金城：これまでも国民は、そういった保護はされてきているはずなんです。あえて今、法という形を取って出てきたということにちょっととまどいがあります。

素晴らしい、そのとおりですよ。今の金城さんの答え、聞こえましたよね。そのとおりですよ。今、平成17年でしょう。2005年、戦争に負けて60年ですよ。沖縄戦の悲劇があって60年経って、その60年間経

って、やっと国民保護というのかと。今までじゃあ、沖縄県民だけじゃなくて、日本国民は、僕は神戸の生まれですけども、兵庫県民や、あるいは今住んでいる東京都民は守ってこられなかったのかということ。金城さんがおっしゃった健全な疑問なんですけど、これを公平な視点でもう一度見ますと、僕はここが画期的だと思っているわけです。どうしてかといいますと、今まで日本国政府というのは、国民を守る必要を、あるいは国民自らを守る必要があるということ、リスクがあるということを一言も言ってこなかったですね。はっきり申しますと、この沖縄には米軍基地の75%が集中していますが、日米条約があるんだからこの国には危険はないと、あるいはこの国の原子力発電所や石油コンビナートや、牧野さんがおっしゃった、例えば火力発電所も含めて危険はないということになってきましたよね。しかしそれを初めて、この国にも本当は普通の国と同じように、他の国と同じように、アメリカの同盟国であってもリスクがあって、それはアメリカだけでは守れない、私たちの住民や、あるいはこの国の主権者が、これまで税金を投じて育ててきた自衛隊や警察や消防も協力しないと守れないリスクがあるということを初めて国民の前に明示したと。そういう点でたくさんこれから克服しなければいけない課題もありますけど、まずは現実をやっと政府が認めたという点においては、僕は大変画期的だと思っているんですね。

よく見たらここに階段がありました。飛び降りる必要はなかったみたいですけども。

今、申しましたように、もう1回申しますと、この国民保護法の一番画期的な点というのは、実は名前の中にあると。「国民保護法」、今まで国民は保護されてない面があったし、それから実は考えるべきリスクがあるということを確認した点で画期的であると。仮にそう申しますと、民間人である私が、ここに来ている意味も、実はそこにあるんです。すなわち、今まで保護されるべきだったところも保護されてない面が一つあるかもしれない。もう一つは、私たち自らが自らを守るのではなくて、実は政府だけではなくて私たち国民自身がこの沖縄にたくさん基地を持っているアメリカというものに、戦争に勝った側にお預けしてきたのではないかとということを自ら問い直す意味も、この中に含まれていると思うんです。国民保護法制の歩みは始まったばかりですから、そのことをできれば根っこのところに問題提起としておいていただければと思うんですね。

さて、そのことに関連して、今日、このレジュメ、これを1時間でやるのはもちろん無理なので、この中から少しピックアップいたしますが、最後のページ、7ページを見てください。一番最後のページに国民保護法制の、最後というのは、僕の持っているのと違う。皆さんの持っているのは5ページです。皆さんの持っているのは、僕の経歴が後ろに付いているので、5ページを見てください。5ページの冒頭のところに「国民保護法制の根っこは何だろう」と、それから「運用の現実的な課題は何か」ということを書きました。運用の現実的な課題というのは、今日おいでに

なっている方々の中で自治体からおいでになっている方が多いからこれを入れてあります。この話も少しいたしますが、市民の方も多いですから。まず、一番のところ、「国民保護法制は新しいのか、新しいとしたらそれはどこか」それを今僕が申したところであって、初めてリスクを認め、同時に私たちが自ら御上やアメリカに任せっきりにするのではなくて、私たち自身でやることあるらしいということが、新しいのではないのでしょうかということを皆さんに問いかけたんです。

そう申しますと、具体的にこの国民保護法制をどうやって進めていくかということ、今までは例えば安全保障とか防衛というのは国が全部決めてましたよね。例えば防衛庁設置法であれ、自衛隊法であれ、それから実質的に日米地位協定もそうですよね。しかしこの国民保護法については、国は基本指針を作っただけです。今日、総務省から国民保護室長がいらっしゃったけれども、あくまで基本指針、さっき説明されたような基本指針を決めただけであって、その次に、それぞれの都道府県は基本計画を、すなわちその地域の実情に応じた基本計画を決めました。決めましたって、まだ決めたところは実は2県しかないんですけれども、福井と鳥取では既にそれを決めました。

それだけじゃなくて、基本指針と基本計画に従って実際に地域の住民の保護、避難マニュアルといってますけれども、もっと言うと、何かがあったときに高齢者や、あるいは心身に障害のある方も含めてどうやって保護するかは、実は地域の市町村が作るんですね。今日市町村からおいでになっ

ている方、沖縄県だけではなくて全国からいらっしゃると聞いていますけれども、この市町村がマニュアルを作るということについて、僕のところにたくさん質問が今までも来ています。「そんなこと一体できるのか」と。「なぜ国は自分のやるべきことを市町村に任せようとするのか」という質問も来るんですね。それは僕がさっき言いましたような民間人の立場だからこそ皆さんが聞けると思うんですけれども、これはできましたら積極的な考え方をしていただきたい。すなわち今までは御上からただ下りてくるだけだったものが、それぞれ地域の実情に合わせて、しかも地域の人々と話し合いをしながらまず作り、それからただ形を作るだけじゃなくて、住民の人々で希望される人、つまり動員するのではなくて希望される人とだけ訓練を行って、訓練を行うということは、御上の決めたマニュアルを頭に染みこませるのがこの国では訓練だったんです。違います。今回の国民保護法制で目指しているのは、そうじゃなくて、住民が、つまり保護されるべき人間が、普通の市民が実際に参加してみて、ここは間違っている、ここは例えば人権に問題がある。ここは実は弱者切り捨てになっているところ、住民が発見して市町村の自治体を動かして、本当に国民保護の名前にふさわしいものにするための訓練なんです。ですから、こここのところは僕は公平に見て、この日本国においても、ようやく下から住民の側から自分たちの安全を考える。少なくとも道筋はつけられていると思うんです。

現実的に市町村の方々、特に沖縄のように市町村の大半の部分を米軍基地が占めたり

する自治体もあるわけですから、その市町村でマニュアルを作るというのは、いかに難しいかということは、僕も骨身にしみて感じているわけですが、その積極的な意味を考えていただいて、平成18年度末という目標を目指して、この沖縄県においても、できれば取り組んでいただきたいと思います。それがこの皆さんのレジュメでいう5ページのところの一番に書いたことなんです。

2番のところに、有事法制、国民保護法制、それから緊急事態基本法と、なぜ3種類あるのかということを書きました。これ、実は国民保護法は去年の9月から施行されましたけど、一昨年に有事法制ができましたよね。有事法制が一昨年にできて、それだけではすまなくて、去年、国民保護法制ができて、本当は今年この国会で与野党が合意しているのは、主な与野党ですね。自公と民主党が合意しているのは緊急事態基本法というのを作るはずだったわけです。郵政民営化法案に力がいってしまって、これはもうお流れになりました。お流れになりましたが、やがて作られます。これはどうして3種類あるのかということ、これは政府にとっては言われたくないことでしょうが、はっきり申しますと、最初の有事法制というのは、いろいろ書いてあって、日本の法律というのははっきりいうとアメリカの法律と反対で、国民が読むとわからない文書で書いているわけです。普通の人を読んでわからないような文体で書いてありますから、有事法制を読んでも、僕がもし専門家じゃなかったら何を書いているのかわからない。

あの有事法制を一言ではっきり本質を言いますと、かつて安全保障というと、海岸線にたくさん兵隊がやってきて、つまりかつて沖縄戦もそうだったように、海岸線に外国の兵隊がわらわらとやってきて、その海岸線からだんだん上がってきて、都市部に向かってきて、その間に田畑を荒らすだけじゃなくて、例えば農民を殺害し、都市に行ったらもっと殺害しというのが戦争だったわけですね。はっきり言うと、20年前までの戦争の姿です。まず、その姿を考えたら、実は有事法制のない時代は、そこに例えば海の家があった、あるいは海浜公園があった、それから一般の民家があると、日本の自衛隊というのはそこに立ち入る権限、あるいはそこを破壊する権限が全くありませんでした。それどころか、橋が落ちていても、その橋を造り直すのは建設省の権限であって、防衛庁には権限がないから、例えば自衛隊にその能力があっても橋を再建することもできなかった。そういうことを見直して、例えば海浜公園や民家が破壊されればもちろん、その保障は確実に行いますが、しかし国民と国全体を守るためにはそういうこともあり得るということをようやく一昨年に定めたのが有事法制であったと、私は解釈しています。

ところが、今申しましたように、実はこれは政府の答弁とは違いますが、実際にそういう戦争がこれから起こるかということ、少なくとも10年の単位で考えると起こりそうもない。はっきり言うと起こるはずがない。日本に例えばたくさんの兵隊を送り込むために船に乗せて、海を渡るだけで、今の例えば海上自衛隊の戦力から見ても、海

上自衛隊だけじゃなくて世界中どこの軍隊を考えてもそんな船は簡単に沈められますから、そんなことをしようとする国はありません。ですから、実は20年前にもう終わってしまったような戦争の姿に対して、最低限のことを決めたのが有事法制であったと私は考えています。

そうしますと、その中で抜けている重大なことが二つあって、重大なことが二つ抜けている。それはうるま市の島袋さん、为什么呢。有事法制で、今申した20年前の戦争の備え以外に、本当は必要なものが二つありますよね。

島袋：わかりません。

今、僕が言いましたね。僕はヒントを言っているんですね。そんな戦争は、もう起きないよと言ったんです。少なくとも10年間の間は、実際に起きるかもしれないのは、さっき一度あてた安慶名さん。

安慶名：わかりません。

これ、わかりますよね。必ずわかると思っています。

安慶名：北朝鮮か中国。

北朝鮮か中国という具体的な国の名前ではなくて、これは誰でも皆さん本当はわかっていると思うんですけど、そういうスタイルの戦争が本当は危ないのではなくて、世界中で今起きていることは、すなわち。

安慶名：テロです。

そのとおりですね。世界中で、今、北朝鮮と中国の脅威で何か起きているわけではなくて、実施はテロが起きているわけですね。そうすると、有事法制というのは、大騒ぎをして作ったわりには、今、目の前にある驚異については何も定めがなかったんです。しかもそのテロが起きたときというのは一体どうやって市民を守ったらいいのかをまだ誰も、実は米国も含めて考えてこなかったですよ。ですから二つ抜けているというのは、目の前にあるのはテロの驚異であって、この間のロンドンであったテロはまだよい方です。すなわち爆発物ですから、その場にいただけの人ですみますが、これが例えば天然痘ウイルスを使ったり、日本が実は既に経験したサリンのような毒ガスがあった場合に、どうやって住民を保護するかというのが二つ抜けているんですよ。

この地下鉄サリン事件について付け加えて言いますと、あの事件が起きてもう10年経っているわけです。10年前です。昨日のこのようですが、10年経って、この10年間に実は米国も含めて、米国、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、僕が現に確認しただけでも、もっと本当はあるんですよ。それぞれの国が、例えばサリン事件のときに被害者が運び込まれた聖路加病院に直接ヒアリングに行って、ドクターに話を聞いて、一体都市部で、例えば、この那覇のような所で毒ガスが使われたらどうしたらいいかを調べ上げて、こんな報告書にしているわけです。しかし日本国民はこんな報告

書は見てませんね。10年経つのに。政府が隠しているのか。違います。作ってないんです。それを政府の責任だけにするんだったら、実は今日僕はここに来ないんです。それは政府の人だけが来ればいいんですから。そうじゃなくて、10年間私たちはあの地下鉄サリン事件をどう見てきたかということ、麻原彰晃被告という元漢方医だった人がいて、そのカルト教団にどうして東大の医学部を出たような人が騙されて、あんな事件を起こしたんだと、そこにばかり関心が行って、市民をどうやって守るか、あるいは危機に対してどうやって対処するかという関心がとても薄かったですよね。私たち自身が、国民とメディアと政府は、実はそっくりですから。特に日本のように民主主義が行われている国においてはそっくりですから、国民が関心が薄いことについては、実は政府も本当の調査研究をしてこなかった。もちろん政府に責任があるのではなくて、政府は国民が関心の薄いところでも、必要なことはやらなければいけないんですから、この10年間は政府も怠慢だったんです。

このことをもっと具体的に言うと、これは、今日、消防の人も多いからこの話はリアルに聞いていただけだと思うんですけど、あれは要するに毒ガスですから、服に染みこみますよね。全ての服は繊維がこうやって交錯していますから、すなわちそこからみつく。化学分子がからみつくことは当然ありますよね。あの地下鉄サリン事件の映像を思い出していただくと、地下鉄の構内から地上に出したときに、服を脱がされた人は1人もいなかったでしょう。み

んな服を着たまま消防団員も警官も、あるいは一般市民のボランティアもかがみ込んで助けようとして、それをそのまま担架に入れて病院に運んで行って、病院で手術灯やテレビのライトの浴びてそこで処置をしたわけですね。すなわち毒ガスですから、繊維に染みこんで、それが患者の体温や、あるいはテレビライトや、あるいは手術灯でそれが蒸発して、そのサリンを吸って二次被害、三次被害が実は出ているわけです。そうしますと、世界が学んだのはたくさんありますけれども、例えば一つは、毒ガスが実際にテロとして使われたときには、真冬で、その人が高齢者であっても、命を救うためには勇気をふるって裸にしなければいけない。裸にして、とにかく水でも、なかったらコーラを振ってでもいいから、とにかく流し落とすという報告書が、現に、例えば僕は見ているわけです。他の国では。

日本ではそれがなくて、ようやく一昨年あたりから、消防だけが気がついて、今日、消防官の方いると思いますけれども、消防だけは毒ガスがあったときにはそれを脱がせようということを消防の中で考えているわけです。しかし、ああいう事件が実際に、例えば那覇であれ、東京であれ、起きたときには、警察官も消防官も、ましてや自衛隊員が来ないうちに、僕ら普通の市民が同じ市民を救おうとすることは当然多いですよ。でもこの情報を共有してないから、すなわちその報告書も誰も見たことないから、まず私たちはかがみ込んで、その毒ガスを吸うわけですね。

話を戻しますと、実はその有事法制にはそういうことも抜けているわけです。それ

を補うために国民保護法制を作った。さっき、ミサイルを含めて政府の側から説明がありました。政府の立場からはそうですけれども、本当に現実に国民保護法制でまず取り組まなければいけないのは、現代の、残念ながら驚異であるそういうテロに対して、爆発物や、あるいは、いわゆる生物テロ、つまり天然痘ウイルスや炭疽菌を使ったもの、あるいはサリンやVXガスのようなものを使ったものに対して、市民レベルでもどうやって自衛するかということ、この国民保護法制で何とか考えるきっかけを日本国も作ろうとしているわけです。

3つめに、緊急事態基本法。有事法制があって、国民保護法があって、なぜもう1個必要なのかということ、この緊急事態基本法はまだ政党の一部が合意しただけで、本当の法案ってできませんから、まだイメージないでしょうが、これもあえて一言言うと、責任は誰が負うのかということ、明確にしている法律だと私は考えています。この責任は誰が負うのか。例えば今申しました毒ガス被害があったときに、被害者を裸にして、裸にしたために、例えば高齢者の方が亡くなったとする。その亡くなった責任は誰が負うのか。裸にした消防官が負うのか、市民が負うのか、いや、内閣総理大臣が負うのか、それをはっきりさせるのが緊急事態基本法。だから「基本」という言葉が付いていると僕は解釈しているんですけれども。

このことについて、講演時間があと15分になってしまったんですが、あえて日本国憲法の問題を少しここでお話したいんです。これはあくまで今日の話は全部そうで

すけど、僕の個人的見解です。日本国憲法の問題で、いつも語られるのは9条と憲法前文の問題です。そのことはもしパネルディスカッションや、あるいは夜のフリーディスカッションでご質問が出たら答えますが、今日申したいのは、いつも言われる憲法前文や憲法9条だけが私たちの考えること、あるいは議論の焦点なのかと。そうじゃなくて、そうじゃなくてというのはもちろんその9条や憲法前文の問題を考えなくてよいといっているのではありませんよ。守る立場からも、変えたい立場からも双方が議論しなければいけないと思います。しかしそれは戦争に負けた後にできたことですよね。しかし、この国には戦争に負ける前から、つまりこの国は2000年になろうとする長い歴史を持っていますけど、ずっと、2000年は大げさなんですけれども、聖徳太子の政治以降、1300年間にわたってずっと変わらないでいる問題があるんです。変わらないでいるから、実はつい最近までそのお陰で国が安定していたんですけども、今この時代になると、この国の大きな問題になる。

今僕が言いましたね、テロ対策をやるときに、テロに対して行動を起こすときに、責任者が曖昧なままになっているんです。まだ。有事法制でも国民保護法制でも。皆さんと一緒に考えたいのは、憲法の第65条です。今日、憲法学者の方もいらっしゃるかもしれませんが、憲法第65条に何が書いてあるか。それをいきなり質問するのは無茶なので、それは憲法学者でないとわかりません。憲法65条にはこう書いてあります。国の行政権は 〇〇 に属すると。国の行政権

は 〇〇 に属するという意味は、この国の政治の最終的な責任はここが負っているよということを書いてあるわけですね。

ちなみにアメリカ合衆国憲法、アメリカの民主主義が全部正しいわけではないというのは、イラク戦争を見ても明々白々ですけども、参考までにいうと、アメリカ合衆国憲法の第2条には、「国の行政権は大統領に属する」と書いてあるわけです。あたりまえのようであって、必ずしもあたりまえじゃないんです。すなわちたった1人の人間に全ての最終責任はお前だぞと指さしているわけですね。ですからブッシュ大統領はイラク戦争がこれほど、はっきり言う間違った戦争がこれほど泥沼になっても、チェイニー副大統領やラムズフェルド国防長官が悪いんだということだけは言ったことないですね。すなわち良きにつけ悪しきにつけ、自分が責任を負うということだけは知っているわけです。

話を戻しますと、日本国憲法の第65条には、「この国の行政権は 〇〇 に属する」と書いてありますが、 〇〇 は何ですか。

A：内閣総理大臣ですか。

いい答えなんですけれども、内閣総理大臣だとアメリカ合衆国憲法と同じですよ。どっちがいい、悪いじゃなくて違うんです。違うということは日本は。

A：行政府ですかね。内閣府です。

ものすごく近い。今の内閣府とお答えになったんですけど、あまりに正解すぎると

いうか。内閣府はあくまで、いわばお手伝いをする場所にすぎません。

A：総理大臣です。

それは元に戻っちゃったですね。

よくわかるんですよ。僕が質問される立場だったら同じなんです。これ、実はもう正解はわかってらっしゃると思うんですけど、憲法65条には「この国の行政権は内閣に属する」と書いてあります。アメリカが個人で、日本が組織だから、われわれの課題があると言っているんじゃないんです。そんなことは違います。それはこの国の成り立ちから言って組織が責任を負っても全然かまいません。この国の文化ですから。

しかし問題は、その先で、その内閣はどうやってじゃあ国家の意思を決めているのか。皆さん、ご承知のように、毎週火曜日と金曜日、週2回も閣議を開いている。閣議を開いてそこで決めますね。そこで決めることがこの国の最終決定なんですね。さっき言いました国民保護法でも、基本計画を決めたのは2県だと言いました。福井県と鳥取県は、実はこの間閣議決定をやって、この基本計画で決まりだということが決まったんです。この日本国の意思として。そこまでもいいんですが、その閣議はどうやって物事を決めているんですか。いかがですか。

A：わからない。

青山：自治体のかたですか。

A：いえ、違います。

ちょっとヒントをいいますと、物事の決め方って、実は会議で決める場合は3つしかないです。一つは僕らが子どもの頃からおなじみの多数決です。もう一つは、誰かリーダーシップのある人が、エイヤーと決めてしまう。リーダーが決める。多数決、リーダーが決める。もう1個あるんです。もう1個は。

A：多数決でもなくて…。

青山：多数決でもなく、リーダーが決めるのでもない。

A：首長ではないか。

青山：首長はリーダーですね。

A：わからないです。すみません。

青山：いや、ありがとうございます。いかがですか。

B：世論ですか。

青山：世論が決める。これは国の行政権というのは法律に基づいてやることですから、世論が決めるというようなほんわかしたものではなくて、はっきりしたものです。いかがですか。

C：議論して決める。

青山：議論して決めるではないですね。議論して決めるのは本当に面白いことだと僕は思いますが。いかがですか。

D：全会一致です。

青山：そのとおりです。市民の方ですか。

D：沖縄県です。

沖縄県の方。そのとおり。これは閣議というのは必ず全会一致で決めるんです。全員一致で、全閣僚一致で、内閣総理大臣もワンノブゼムで、みんな平等に全員一致し

ないと決められない。ということは、例えていうと、こんなことは実際にもう起きませんよ。起きませんが、このコンベンションセンターの上に仮にどこかの国から爆撃が来て、お腹が開いて爆弾を落とすようになっています。航空自衛隊は今の法律をそのまま守るならば、それだけでは反撃できないですね。すなわち、その爆撃機がたまたま航空自衛隊の那覇にもいるファントムを攻撃して、そこで誰か犠牲が出れば正当防衛でできますけれども、それが無い限り、そんなことせずにただ爆弾を落とすだけだと航空自衛隊は何も反撃できないんです。あることを決めなければ。あることは当然、これは質問するまでもないと思いますが、閣議で防衛出動というのを決めないと反撃できないんです。今そのことを問題にしているのではなくて、全員一致ですから。僕らが今こうやって集まっている上に、何か危機が起きて、それを何とかしなければいけなからといって速やかに閣議を開いてくれても、その閣議で全員が一致しない限りは決められないんです。例えば、今の内閣で誰か大臣1人でも反対すると、小泉さんはその大臣を解任して自らが兼ねるか、あるいは牧野副知事を新しい大臣に任命して、それで全員一致にして、ようやく自衛隊は反撃をすることができます。もちろん、そうやって手続きの頃には、ここにいるみんな、僕も含めて黒こげになっているわけですね。

しかしこのことを評論家の中で、時間がかかりすぎるから問題だということをおっしゃる方がいるんですね。それはそうかもしれませぬ。しかしそんなことははっきり

とどうだっていいんですよ。そんなのは後のことで、もっと根っこのことを考えると、みんなで合意しないと決められない。国民の命がかかっている、国民の保護という、国家の一番大事なことができなくても、全員一致しない限りは決められないというのは、実は何を物語っているかということ、この国には最終責任者はいないんです。みんなで決めたんだから、みんなの責任だということだけがあって、お前が最終責任者だということがないんです。

これを戦後の問題と思ったら、もちろん違います。戦前にあった憲法は、大日本帝国憲法、明治憲法ですね。その明治憲法に帝国陸軍と帝国海軍の最終指揮責任者は誰かということは書いてありません。書いてないです。書いてあるのは、一言こう書いてある。ちょっと後ろは見にくいかもしれませんが、「天皇陛下に統帥権がある」と書いてある。統帥権と直接指揮責任とは違います。統帥権というのは、あえていえば全部ご覧になっていることです。

これをもっと具体的にはっきり申しますと、歴史的な事実ではっきり申しますと。日米開戦が近づいてきたその時に、連合艦隊司令長官の山元五十六さんが当時の首相だった近衛文麿さんのお家を訪ねた、夜に。これは有名な話ですね。東条英機の前の首相だった近衛さんのお家を訪ねた。その時に山元五十六長官が聞いたのはたった一つだ。「本当に天皇陛下は日米開戦に賛成なんでしょうな」と近衛さんに聞いたら、近衛さんの答えは、当時首相だった近衛さんの答えは、「いや、陛下は最近の御前会議で詩を2回詠まれた。しかもご自分の詩

ではなくて、明治天皇の詠まれた詩だ。」すなわちこれは昭和天皇の意図が働いていますね。すなわち自分より上、天皇陛下が一番上のはずなただけで、自分よりもっと上の存在として明治天皇の詩を、つまり変えられないものとして明治天皇の詩を2回詠まれた。その詩は「四方の海 なべて静かに」すなわち、四方の海は全部静かでいてほしいと思うのに、誰がこの海を騒がせるんだという詩だ。それを2回詠まれた。それを聞いた連合艦隊司令長官の山元五十六は飛び上がったそうです。本当に。近衛邸の応接間のソファから飛び上がって、「それじゃあ陛下は反対じゃないか」と。そしたら近衛さんの答えは、「いや、だいたい概ねこういうことは何となく内閣がやることなんだ」とおっしゃったんです。これは歴史的な事実です。

この言葉を持って近衛文麿が無責任だという歴史家もいるんですが、僕は違うと思っています。近衛さんが全部責任あるかどうかは別にして、この発言は実は非常に正確な発言なんです。すなわち明治憲法には統帥権があると書いてあるだけで、誰が最終責任者なのか。「帝国陸軍、帝国海軍は国の根幹」みたいなことは書いてあるのに、「最終指揮責任者は天皇陛下あなたですよ」ということは書いてないわけです。そうすると、概ね内閣が引き受けるしかないということを近衛さんはむしろ正確に言ったのであって、これをはっきり申しますと、私たちのこの祖国は、あれほどの戦争をやりながら、この国だけで300万人を越える人々の犠牲を出しながら、この戦争に対して最終指揮責任を負う、あなたこそそうだと

いうことを法律で何も定めてない国だった。それが今のこの憲法第65条にも僕は残っていることだと思うんです。

憲法の問題を実は今申したいのではなくて、憲法の問題で、もしご質問があったら後の機会で受けるとして、僕が申しているのは、憲法ということも越えて、この国の根っこにはみんなで責任を分け合うけれども、最終指揮責任者はつくらないという文化が、さっき言いましたように、実は長いこと私たちの国をむしろ支えてきて、それだからこそみんなが同じような考え方をし、同じような技術力を持ち、この国を一つにまとめてきて、アジアの中で繁栄した国になったことは事実だけど、しかし今日、僕、冒頭申しましたように、国際社会と例えばこの沖縄県が直接つながってしまうような時代になると、それぞれの持ち場で最終責任者がいないということは、どれほど大きなマイナスになるかということ、この国民保護法制を通じても考えていただきたいんです。

すなわち、話を戻しますと、緊急事態基本法というのは、それぞれの国民保護の場で、さっき言いました毒ガスの問題だけじゃなくて、マニュアルを作る時も、マニュアルを動かす時も、最終指揮責任者は誰なのかということを決めるために、この三段階目があるわけです。それを皆さんに考えていただきたいと思います。

僕の持ち時間がだいぶ近づいてきているんですが、ちょっともう少し話を続けさせていただいて、米軍基地の問題をこの国民保護においてどう見るか。これはこの後のパネルディスカッションで当然出ると思い

まずけれども、全然触れないで講演が終わるといのはおかしいと思いますから、ここは触れたいと思います。

皆さんのレジュメでいいますと、2ページの下の方に、「沖縄県をめぐる固有の事情をどう備えに組み込むか」というふうに書かせていただきました。その1番として、「米軍基地の存在をどう見るか、どうするか」ということを書きました。ここはまさしく沖縄県庁をはじめ、この沖縄県で国民保護の実務に携わっている方が一番悩んでいるところです。悩んでいるところです。ここであえて僕は基本のことを申したいんですね。

まず、冒頭僕は言いました。この国民保護法という名前の中に、実はこの国においてはリスクの存在も、それから国民が保護されてない面があるということも、今まで見逃してきた。あるいは政府もその情報を配信しなかった。それをようやく認めたといいましたね。実はその鉄則はこの沖縄県における米軍基地の問題も僕は同じだと考えています。米軍基地の存在は、沖縄にとっては大きなリスクであるにもかかわらず、僕を含めた、いわば利益を得る側の本土の人間からはプラスだけだったわけですね。米軍基地があることによってどういうリスクがあるということ、日本全体で話し合ったことは、本当にあったかということ、僕は公平に見て、これはほとんどなかったと思います。

例えば、今、キャンプ・ハンセンで行われている実弾射撃訓練について、沖縄ではこれほど、あの少女暴行事件以来の反対運動の盛り上がりもあるのに、その議論の是

非を僕は今言っているのではなくて、本土ではほとんど報道されていませんよ。はっきり申すと、僕は専門家でなかったり、あるいは沖縄にしょっちゅう来てなかったら僕も気付かないで終わったのではないかと思うほど、ほとんど議論されてない。すなわちどのものにも、特に軍事基地については、どんな軍事基地であっても必ずプラス面とマイナス面がもちろんある。安全を守る面とリスクの面はもちろんあるわけですが、そのことは今まで本土でまともに論議されてこなかった。沖縄県が、これから米軍基地の存在も取り込んで、リスクとは本当にどういうものかを示すことによって初めて、中央政府でも本当に、この基地の問題が僕は語られる最初の動きになると思っているわけです。きれい事を言っているんじゃないやしませんよ。

それから、国民保護についても、今日、僕が冒頭で申しました「白梅の塔」の悲劇も含めて、沖縄戦で一体何があったのか。例えば当時の帝国陸軍、帝国海軍が米軍のピラを拾ったというだけで、少女をスパイの容疑で殺害した事件もありましたね。ありましたが、ほとんど語られませんか。どうしてかということ、理由はかなり単純なところがあって、つまりみんな写真で見ますよね、その写真って、米軍が撮った写真ばかりです。歴史を一生懸命見る人でも。しかし日本軍と住民の間で起きたことというのは、米軍は写真に撮っていません。誰も写真を撮ってない。だから例えば僕がこの事件について詳しいことを知ったのも、家族の方が残した絵です。スケッチによって、そのスケッチの正確さを見て、これは嘘の

証言とは思えないということで、初めて僕も考えだしたわけです。「白梅の塔」は最初のきっかけであって、その後考えていったのはそういうことです。

そうすると、本来、主権国家の国民軍であれば、もう一度言いますね、本来、国民が主権を持っている国の国民の合意によって作られた国民軍であれば、保護するはずの国民を保護せずに、むしろその国民を使って軍隊を守ろうとしたんです。例えば、「ひめゆりの塔」も「白梅の塔」も同じですけれども、看護させるということさせながら、その女生徒たちを守るのではなく、女生徒たちを使って自分たちを守ろうとし、それだけではなくて、例えば米軍に発見されそうになったとか、米軍のピラを拾ったとか、都合が悪くなるとそれを殺害した事例まである。ということは、保護されるはずの国民が保護されてなかったという厳然たる事実があって、それが実は60年間本当の意味がずっと問われずにきたと僕は思っているわけです。

今日、自衛官の方がちゃんと制服を着ていらっしゃること、僕は大変高く評価しますが、私ははっきり言って国民の味方であって、自衛隊の味方ではありませんが、ありませんが、専門家ですから自衛隊の人々とたくさん付き合っています。利害関係なく、心の内を開いて付き合っているんですが、その中で自衛官の諸君から、僕はこの10年ずっと聞いてきたのは、「自分たちの誇りというのは、旧軍とつながってないことだ。旧軍とは違うことだ。すなわち帝国陸軍を懐かしんだり、帝国海軍の戻ろうとするのではなくて、あくまで自分たちの自

由と民主主義を守るために新しい史上初めての国民軍になろうとしているんだということが誇りだ」と。旧軍とつながってないことが誇りだということ自衛官は僕に言うのに、国民はそれを誰も聞いたことがない。

例えば僕の母親で言いますと、僕の母親は実の弟を海軍航空隊で失いました。僕の母親は、僕は古い武家の生まれで、その武家の教育、つまり母親の厳しい教育で今まで育ってきたんですが、物事を公平に見る人です。公平に見る人なのに、自衛隊はきっと昔のような強い帝国陸軍や帝国海軍に憧れて、それが実現できないで、それで悶々と悩んでいるんだろうというイメージを持っているわけです。ところが現実の自衛官諸君は、自衛隊ができた当初は知りませんよ。今現在の現役の諸君から、あるいは偉い将校であっても、もっと下の人たちであっても同じことは、旧軍とつながってない、旧軍と違う。国民や住民を守る側に立ったということに誇りをもっているわけです。

さあ、その誇りが正しいのか。この沖縄戦の悲劇を経た、沖縄の人々から見ても、それを嘘じゃなくて本当だと認められるのかということ議論して、顔を付き合わせて話さなければいけないですよ。ということは、沖縄戦の悲劇も国民保護の立場からもう1回総ざらいして、アメリカ軍の側から見た、この沖縄戦の歴史が本当は日本の中にずいぶん浸透しているんですけど、写真も残ってない、スケッチしか残っていない。そのスケッチも本当はこっそり書いた絵だと。証言者もだんだん減っていくと

いうことを、この国民保護法の議論の中であえて申しますが、それがどんなに困難であっても、沖縄戦の本当の整理をつけながら、この国民保護を作っていくと、あの沖縄戦がもたらしたものは本当な何だったのか。なぜ帝国陸軍、海軍は自分たちの組織を守ろうとして、守るはずの市民を殺害したのかということも、本当に掘り起こされてくると僕は思っているわけです。

これは政府の考えていること、あるいは政府はこんなこと夢にも言わないでしょうが、しかし私たち国民の側、主権者の側、あるいは身近な市町村の側が、これから避難マニュアルを作るときに、特にこの沖縄においては、沖縄戦というあまりにも貴重な、あまりにも無惨な歴史をしっかりと組み込んでいくことによって、ようやく本土に僕は発信できているわけです。それをどうか考えていただいて、県議会の議論の過程も、僕は文書で読ませていただきました。僕なりの考え方はありますが、でもそういう考え方の違いを超えて、考え方の違いがあるからこそ、沖縄戦こそを踏まえて、この国民保護の新しい避難マニュアルも含めて取り組みをできれば考えていただきたいと思うんです。

もう時間がダメという×印なので、実は今のレジュメの「米軍基地の存在をどう見るか、どうするか」の下に、「沖縄西方トラフまで中国のものである」という中国の主張をどう見るか、どうするか」という、このへんは、さっき青木国民保護室長が、具体的にどんな脅威があるかを青山さんは話すだろうと、ちょっとその時間がなくなったので、これはパネルディスカッションを

通じてここはお話ししたいと思います。あまりスケジュールが狂うと、今日は夜9時までの長丁場でみんなに迷惑がかかりますから。皆さん、お願いします。まだ帰らないで、9時までいてください。とりあえず僕の講演は、これで終わりにしたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

司会

もっと聞きたい、こういったところはどう一つお話していただきたいということで、まだまだつきないところではございますが、青山先生、どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手をお送りください。

(拍手)

まだまだお時間長いですからね。7時から自由討論なども予定されておりますので、その中でまた先生に意見を、質問をぶつけてみるのもいいかと思います。

しかし、今のお話を伺っておりまして、まだまだ危機意識というのが不足していたんだなというふうに感じています。国がやること、行政がすることではなくて、私たち1人ひとりがやはり関心を持っていかなくてはいけないなというふうに考えております。これからのパネルディスカッションでまた深めていきたいというふうに思っております。

基調講演、特別講演が終了いたしました。これより10分間の休憩を取らせていただきます。

本日、パンフレットとともに質問票をご用意いたしました。パネラーの先生方にこの機会に伺ってみたいこと、質問などございましたら、ご記入の上、スタッフまたは

ロビーの受け付けにお持ちいただければと思います。パネルディスカッションが始まる前までにちょうど出来ればいいかなというふうに思っております。

また、本日、アンケートへのご協力も呼びかけているところでございます。アンケートはフォーラム終了後ロビーの受け付けアンケート回収ボックスに提出していただきますようご協力よろしくお願い申し上げます。

また、本日、特別講演でお話していただきました青山様の著書の販売を行っております。会場を出て右手にコーナーを設けておりますので、この機会にぜひお手にお取りくださいませ。

この後、3時25分からパネルディスカッションを予定しております。用意が整いましたら、改めてご案内申し上げます。